

田尻町公告 第 11 号

建設工事に係る制限付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び田尻町契約規則第 6 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 7 年 5 月 8 日

田尻町長 栗 山 美 政

1. 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 田尻町総合保健福祉センター大規模改修等工事
- (2) 工事場所 大阪府泉南郡田尻町嘉祥寺 8 8 3 番地 1
- (3) 工事概要
 - ・大規模修繕工事
既存施設において劣化している部分の修繕を行う。
 - ①防水、屋根改修・外壁改修・建具改修・内装改修
 - ②塗装改修・環境配慮改修・外構改修
 - ・子ども子育て支援センター
2 階キッズルームを子ども子育て支援センターに改修する。
- (4) 施工期限 令和 9 年（2027 年）1 月 29 日
- (5) 予定価格 本工事の入札は、あらかじめ予定価格及び最低制限価格を公表して行う。
 - ・予 定 価 格（消費税及び地方消費税を除く）¥933,290,000－
 - ・最低制限価格（消費税及び地方消費税を除く）¥858,620,000－
- (6) そ の 他 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事です。

2. 入札参加形態

本工事は特定建設工事共同企業体（以下「特定 J V」という。）方式とする。

3. 共同企業体の結成要件

(1)	結成方式	自主結成方式
(2)	構成員数	2 社
(3)	構成員の最小 出資比率	30%とし、代表構成員の出資比率は構成員中最大であること。
共通事項	工種	建築一式工事
	配置技術者	・建設業法第 26 条による。 ・本工事の配置技術者は、建設業法第 26 条第 3 項の規定により現場に専任となる。なお、営業所の専任技術者は、営業所に常勤して専らその職務に従事することが求められ、配置される主任（監理）技術者にはなれない。 ・営業所の専任技術者が現場代理人を兼ねることはできない。
	その他	本発注工事において、他の特定 J V の構成員になっていないこと。
代表構成員の資格	格付又は 評点	建設業法第 27 条の 23 の規定による直前の決算に基づく経営事項審査を受け、当該経営事項審査結果通知書の建築一式工事の総合評定値（P 点）が 1,166 点以上であること。 また、原則として総合評定値が構成員の中で最大であること。
	施工実績	・建物種別…事務所等 ・建築種別…新築、改築又は増築 ・構造…S R C 造又は R C 造 ・階数…問わない
の代表 構成員 の資格 以外	格付又は 評点	建設業法第 27 条の 23 の規定による直前の決算に基づく経営事項審査を受け、当該経営事項審査結果通知書の建築一式工事の総合評定値（P 点）が 936 点以上であること。

(全構成員に必要な資格)

- (1) 令和 7・8 年度の田尻町入札参加資格審査申請において、建築一式工事を希望業種として申請し、令和 7 年度建設工事業者名簿に登録されていること。
- (2) 建築一式工事について、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の規定による特定建設業の許可を受け、かつ、田尻町入札参加資格を得てから 3 年を経過している者であること。
- (3) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (4) 公告の日から開札の日までの期間に田尻町建設工事等指名停止要綱に基づく指名停止の期間中でないこと、かつ、建設業法第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による営業停止の処分期間中でないこと。
- (5) 田尻町暴力団排除条例（平成 24 年田尻町条例第 10 号）第 2 条第 1 号から第 3 号の規定に該当しない者であること。
- (6) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命じられていない者であること。
- (7) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定による破産手続の申立をしていない者又は申立をなされていない者であること。
- (8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号。以下「新法」という。）第 17 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による更生手続開始の申立【同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立を含む。】をしていない者又は更生手続開始の申立をなされていない者であること。（ただし、新法第 41 条第 1 項の更正手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者が、その者に係る新法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立をしなかった者又は更生手続開始の申立をなされなかった者とみなす。）
- (9) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立をしていない者又は申立をなされていない者であること。（ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立をしなかった者又は申立をなされなかった者とみなす。）
- (10) 入札参加資格確認申請時において、田尻町が発注した工事を施工中でないこと。
- (11) 本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
 - ① 本工事に係る設計業務等の受託者とは、株式会社 中尾建築事務所である。
 - ② 当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設会社とは、次のア又はイのいずれかに該当する者である。
 - ア 当該受託者の発行済株式総数の 100 分の 50 を越える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を越える出資をしている建設業者。
 - イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者。

4. 入札参加資格審査申請手続き

- (1) 本入札に参加を希望する者は、当該一般競争入札参加資格審査申請書及び添付資料（以下「申請書類」という。）を提出し、本町の審査を受けなければならない。なお、期限までに申請書類を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。
- (2) 申請書類の提出にあたっては、次に掲げる資料を提出すること。
 - ①入札参加資格審査申請書（様式1号）
 - ②類似の施工実績調書（様式2号）（契約書、施工内容を確認できる図面の写し添付）
 - ③当該工事に従事する監理技術者配置予定調書（様式3号）（国家資格者証、監理技術者資格者証（両面）及び監理技術者講習修了証の写し添付）
 - ④一般競争入札参加資格審査資料（様式4号）
 - ⑤最新の経営事項審査結果通知書の写し
 - ⑥入札参加資格審査通知書の返信用封筒（返信先を記載し、410円分の切手を貼った長形3号封筒）

5. 申請書類の交付について

- (1) 交付期間 令和7年5月8日（木）から令和7年5月20日（火）
（土曜日、日曜日を除く午前10時から正午及び午後1時から4時）
- (2) 交付場所 大阪府泉南郡田尻町嘉祥寺375番地1
田尻町総務部総務課
及び田尻町ホームページで提供
http://www.town.tajiri.osaka.jp/shigoto_sangyo/nyusatsu_keiyaku/index.html

6. 申請書類の受付について

- (1) 受付期間 令和7年5月8日（木）から令和7年5月20日（火）
（土曜日、日曜日を除く午前10時から正午及び午後1時から4時）
- (2) 受付場所 大阪府泉南郡田尻町嘉祥寺375番地1
田尻町総務部総務課
- (3) 提出方法 持参に限る（郵送又は電送によるものは受け付けません。）
- (4) 提出部数 1部（社名を明記した封筒に入れること。）
- (5) そ の 他 ①申請書類の作成にかかる費用については、提出者の負担とする。
②提出された申請書類は返却しない。

7. 入札参加資格審査結果の通知

- (1) 入札参加資格審査の結果は、令和7年5月23日（金）に「入札参加資格確認通知書」を郵送にて送付することにより通知する。
- (2) 入札参加資格がないと認められた者には、通知書にその理由を記載する。

8. 入札参加資格がないと認めた理由についての説明

- (1) 入札参加資格がないと認められた者は、町長に対しその理由についての説明を求めることができる。
- (2) 説明を求める場合は、令和7年5月30日（金）までに書面を持参にて提出して行うこと。（様式5号）
- (3) 説明を求めた者に対しては、令和7年6月3日（火）に書面にて回答する。

9. 現場説明会及び設計図書について

- (1) 現場説明会は行わない。
- (2) 設計図書等の交付
 - ①次の日程により有料にて交付する。
 - ②日 時 令和7年5月9日(金)から令和7年6月2日(月)
(土曜日、日曜日を除く午前10時から正午及び午後1時から4時)
 - ③場 所 大阪府泉南郡田尻町嘉祥寺375番地1 田尻町役場別館1階
田尻町事業部都市みどり課
 - ④金 額 120円
- (3) 設計図書に対する質問は、書面(様式6号)持参にて提出すること。また、質問がない場合は質問がない旨、書面でFAX送信すること。
 - ①日 時 令和7年5月29日(木)から令和7年6月2日(月)
(土曜日、日曜日を除く午前10時から正午及び午後1時から4時)
 - ②場 所 大阪府泉南郡田尻町嘉祥寺375番地1 田尻町役場別館1階
田尻町事業部都市みどり課 FAX 072-466-5025
- (4) 質問に対する回答は、令和7年6月5日(木)全業者宛にFAX送信する。

10. 入札執行に関する公表について

田尻町入札・契約事項の公表に関する要綱に基づき準備が整い次第速やかに公表する。

11. 入札執行の日時及び場所

- (1) 日 時 令和7年6月10日(火) 午 後 3時00分
(午後2時30分までに参集のこと)
- (2) 場 所 大阪府泉南郡田尻町嘉祥寺883番地1
田尻町総合保健福祉センター(ふれ愛センター)
4F研修室
- (3) そ の 他 入札の執行にあたっては、田尻町から送付された参加資格「有」と通知された、入札参加資格確認通知書の写しを持参すること。持参しない者は入札に参加することができない。

12. 工事費内訳書の提出

- (1) 入札時に入札書に記載された金額に対応した工事費内訳書を提出すること。(工事費内訳書は、設計図書の交付時に交付されたものに記名したものとする。)
- (2) 提出部数 1部
- (3) 提出された工事費内訳書は返却しない。

13. 入札に関する事項

- (1) 入札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。なお代理入札の場合は、委任状を持参させなければならない。
- (2) 入札参加者は2名までとする。
- (3) 入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額とする。
- (4) 入札回数は1回とする。
- (5) 本入札については、地方自治法施行令第167条の10第2項の規定に基づき、最低制限価格を設ける。

- (6) 入札参加資格確認の結果、資格を有すると認められた者が1者となった場合は、本入札は中止する。
- (7) 入札参加者は、刑法（明治40年法律第45号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）（以下「独占禁止法」という。）を遵守し、入札の公正、公平を害する行為を行ってはならない。
- (8) 入札参加資格者が連合し、又は不穏な行動を為す等の事実や疑いがある場合において、公正な入札執行が確保できないと認めるときは、入札を延期し、又は取り止めることがある。
- (9) 入札の辞退等により、入札者が1者となった場合は、本入札は中止する。

14. 入札の無効に関する事項

本公告に示した入札参加資格のない者が行った入札、申請書類に虚偽の記載をした者が行った入札、入札書に不備がある入札、工事内訳書の提出がない入札、その他、田尻町契約規則、契約事務取扱要綱、入札心得、入札要項等に示した条件等、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

15. 入札保証金に関する事項

免除とする。

16. 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札者を決定した時は、入札会場にて直ちに落札者名、落札金額を口頭にて伝える。
- (3) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上ある場合は、入札会場にて直ちにくじにより落札者を決定する。落札者となるべき同価格の入札をした者は、くじを辞退することはできない。

17. 契約保証金に関する事項

- (1) 落札者は、当該請負契約を締結するにあたり、請負代金額の100分の10以上の契約保証金を納入しなければならない。ただし、田尻町契約規則第38条各号の規定に合致する場合は免除することができる。

18. 契約の締結に関する事項

- (1) 契約書を作成する。
- (2) 本工事の契約締結については、議会の議決を要するものであるため、仮契約を締結後、田尻町議会の議決を要する。
- (3) 落札決定後、本契約締結までの間に落札者が田尻町建設工事等指名停止要綱に基づく指名停止の措置を受けた場合又は同要綱別表に掲げる行為を行った場合は、仮契約を締結しない、又は仮契約を解除することができる。さらに田尻町の契約から暴力団排除措置要綱に該当する場合は、仮契約を解除するものとする。これら場合、本町は一切の責めを負わないものとする。

19. 支払条件

- (1) 前払金は、契約金額の4割以内として請求することができる。但し、本件工事が2か年にまたがる債務負担行為による契約となるため、各年度の予算措置に伴う支払限度額がある。
- (2) その他、初年度目は部分払（1回以内）、2年度目は精算払とする。

20. 問合せ先 田尻町総務部総務課契約検査室 TEL 072-466-5002 (内線 333)